

## 利根町告示第36号

平成29年第1回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年5月9日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成29年5月12日

2. 招集の場所 利根町議会議場

3. 付議事件

(1) 議長の辞職について

(2) 議案第23号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

(3) 議案第24号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

(4) 議案第25号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

(5) 議案第26号 平成28年度利根町一般会計補正予算(第8号)の専決処分について

平成29年第1回利根町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	5. 12	金	本 会 議	開会 議長の辞職について 提出議案説明・質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成29年第1回  
利根町議会臨時会会議録

平成29年5月12日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	新井 滄吉 君	7番	井原 正光 君
2番	石山 肖子 君	8番	今井 利和 君
3番	花嶋 美清雄 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	新井 邦弘 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	坂本 啓次 君	11番	石井 公一郎 君
6番	高橋 一男 君	12番	船川 京子 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
教 育	長	杉山	英彦君
総 務 課	長	清水	一男君
企 画 財 政 課	長	飯塚	良一君
税 務 課	長	赤尾津	政男君
住 民 課	長	金子	三千雄君
福 祉 課	長	石田	通夫君
子 育 て 支 援 課	長	岡野	成子君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		須海	満君
環 境 対 策 課	長	大津	善男君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		武藤	武治君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大越	直樹君
都 市 建 設 課	長	石川	篤君
会 計 課	長	飯島	和代君
学 校 教 育 課	長	寺田	寛君
生 涯 学 習 課	長	野田	文雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	宮 本 正 裕
書	野 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

2 番	石 山 肖 子 君
3 番	花 嶋 美清雄 君

1. 議事日程

---

議 事 日 程

平成29年5月12日（金曜日）

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議長の辞職について

追加日程第1 議長の選挙

追加日程第2 副議長の辞職について

追加日程第3 副議長の選挙

追加日程第4 議席の一部変更

追加日程第5 常任委員の所属変更について

追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任について

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 地方創生特別委員会委員の辞任について

追加日程第9 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の選挙

日程第4 議案第23号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第5 議案第24号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第6 議案第25号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第7 議案第26号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議長の辞職について
- 追加日程第1 議長の選挙
- 追加日程第2 副議長の辞職について
- 追加日程第3 副議長の選挙
- 追加日程第4 議席の一部変更
- 追加日程第5 常任委員の所属変更について
- 追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任について
- 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第8 地方創生特別委員会委員の辞任について
- 追加日程第9 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の選挙
- 日程第4 議案第23号
- 日程第5 議案第24号
- 日程第6 議案第25号
- 日程第7 議案第26号

---

午前10時00分開会

○議長（井原正光君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回利根町議会臨時会を開会いたします。

会議に入る前に、平成29年4月1日付で人事異動がありましたので、異動により就任した課長を紹介いたします。挨拶は自席でお願いいたします。

赤尾津政男税務課長。

○税務課長（赤尾津政男君） 4月1日付で税務課長を拝命いたしました赤尾津政男です。よろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 金子三千雄住民課長。

○住民課長（金子三千雄君） おはようございます。4月1日付で住民課長を拝命いたしました金子三千雄と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 岡野成子子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡野成子君） おはようございます。4月1日付で子育て支援課長を拝命いたしました岡野成子でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 須海 満保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（須海 満君） おはようございます。4月1日付で保健福祉センター所長を拝命いたしました須海 満でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（井原正光君） 野田文雄生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君） おはようございます。4月1日付で生涯学習課長を拝命いたしました野田文雄でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（井原正光君） 石川 篤都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） おはようございます。4月1日付で都市建設課長を拝命いたしました石川 篤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（井原正光君） 飯島和代会計課長。

○会計課長（飯島和代君） 4月1日付で会計課長を拝命しました飯島和代です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（井原正光君） 以上で紹介を終わります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

---

○議長（井原正光君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

3番 石山 肖子 議員

4番 花嶋 美清雄 議員

を指名いたします。

---

○議長（井原正光君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程のとおり、本日1日にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

---

○議長（井原正光君） 審議に入るに当たり、町長から、本臨時会に提出されました議案の総括説明を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） おはようございます。本日、ここに、平成29年第1回利根町議会

臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私ともご多用中のところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、今回の臨時会でございますが、議長より、地方自治法第101条第2項の規定に基づく臨時会の招集請求がありましたことから招集した次第でございます。

それでは、本日、私のほうからご提案いたしました議案の概要を申し上げます。

今回の議案でございますが、全て専決処分の報告でございます。全部で4件の議案となります。

議案第23号は、利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第24号は、利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第25号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第26号は、平成28年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてで、いずれの議案も、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上、議案の概要についてご説明をいたしました。詳細につきましては、後ほどそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、何とぞ適切なるご判断を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井原正光君） 総括説明が終わりました。

ここで、皆様方へ申し上げます。

私、一身上の都合により、議長職を辞職したく、副議長に辞職願を提出しております。本席を副議長と交代いたします。副議長、議長席をお願いいたします。

〔議長井原正光君退席、副議長五十嵐辰雄君着席〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 議長の辞職願が提出されたため、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

報告のとおり、井原正光議長から議長の辞職願が提出されています。

---

○副議長（五十嵐辰雄君） 日程第3、議長の辞職についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、井原正光議員の除斥を求めます。

〔議長井原正光君退席〕

○副議長（五十嵐辰雄君） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

六本木議会事務局長。

〔議会事務局長六本木通男君登壇〕

○議会事務局長（六本木通男君） それでは、辞職願を朗読いたします。

〔辞職願朗読〕

○副議長（五十嵐辰雄君） お諮りいたします。

井原正光議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、井原正光議員の議長辞職を許可することに決定しました。

井原正光議員の入場を求めます。

〔12番井原正光君入場〕

○副議長（五十嵐辰雄君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行うことに決定しました。

---

○副議長（五十嵐辰雄君） 追加日程第1，議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいでしょうか、お伺いいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 投票との声がありました。それでは、選挙は投票で行います。

議長の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（五十嵐辰雄君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番石井公一郎議員，2番新井滄吉議員，3番石山肖子議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔書記投票用紙を配付〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。必ずフルネームでの記載をお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔書記投票箱を改む〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（六本木通男君） それでは呼び上げます。

〔六本木議会事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

1 番	石 井 公一郎	議員
2 番	新 井 滄 吉	議員
3 番	石 山 肖 子	議員
4 番	花 嶋 美清雄	議員
5 番	新 井 邦 弘	議員
6 番	船 川 京 子	議員
7 番	坂 本 啓 次	議員
8 番	高 橋 一 男	議員
9 番	今 井 利 和	議員
10 番	若 泉 昌 寿	議員
12 番	井 原 正 光	議員
11 番	五十嵐 辰 雄	議員

○副議長（五十嵐辰雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 投票漏れなしと認めます。

以上で、投票を終わります。

これから開票を行います。

1 番石井公一郎議員， 2 番新井滄吉議員， 3 番石山肖子議員， 開票の立ち会いをお願いいたします。

〔石井公一郎君， 新井滄吉君， 石山肖子君立ち会いの上開票〕

○副議長（五十嵐辰雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票， これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち，

有効投票 11票

無効投票 1 票です。

有効投票中，

坂 本 啓 次 議員 3 票

今 井 利 和 議員 3 票

船 川 京 子 議員 5 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって，船川京子議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長(五十嵐辰雄君) ただいま議長に当選された船川京子議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選された船川京子議員の当選承諾と挨拶をお願いいたします。

〔議長船川京子君登壇〕

○議長(船川京子君) ただいま議長の任を拝しました船川京子です。真剣に、誠実に務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。(拍手)

○議長(船川京子君) 議長の挨拶が終わりました。

議席を交代します。船川京子議長、議長席にお着き願います。

〔副議長五十嵐辰雄君退席、議長船川京子君着席〕

○議長(船川京子君) それでは、先ほども申し上げましたが、誠心誠意務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

会議再開を10時35分といたします。

午前10時25分休憩

---

午前10時35分開議

○議長(船川京子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、五十嵐辰雄副議長から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船川京子君) 異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

○議長(船川京子君) 追加日程第2、副議長の辞職についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、五十嵐辰雄副議長の除斥を求めます。

〔副議長五十嵐辰雄君退場〕

○議長(船川京子君) それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

六本木議会事務局長。

〔議会事務局長六本木通男君登壇〕

○議会事務局長(六本木通男君) 辞職願を朗読いたします。

〔辞職願朗読〕

○議長(船川京子君) お諮りいたします。

五十嵐辰雄議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって、五十嵐辰雄議員の副議長辞職を許可することに決定しました。

五十嵐辰雄議員の入場を求めます。

〔11番五十嵐辰雄議員入場〕

○議長（船川京子君） ここで、前副議長の五十嵐辰雄議員から発言を求められておりますので、これを許します。

11番五十嵐辰雄議員。

〔11番五十嵐辰雄君登壇〕

○11番（五十嵐辰雄君） 副議長にさせていただきます。ちょうど2年でございます。議員の皆様、そして執行部の皆様にはご支援、ご協力を賜りまして、一生懸命努力してまいりました。心から感謝申し上げます。

議会は、住民の代表で構成される意思決定機関であります。首長の存在とともに二元代表間の緊張に緩むことなく井原議長に協力してまいりました。これからも新しい議長、副議長を中心として、利根町議会がますます発展されますことをご祈念申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行うことに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいか、お伺いいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 投票との発言がありますので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（船川京子君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、4番花嶋美清雄議員、5番新井邦弘議員、7番坂本啓次議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔書記投票用紙を配付〕

○議長（船川京子君） 念のために申し上げます。投票は、単記無記名で、必ずフルネームでの記載をお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔書記投票箱を改む〕

○議長（船川京子君） 異状なしと認めます。

記入はよろしいですか。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（六本木通男君） それでは呼び上げます。

〔六本木議会事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

1番	石井公一郎	議員
2番	新井滄吉	議員
3番	石山肖子	議員
4番	花嶋美清雄	議員
5番	新井邦弘	議員
7番	坂本啓次	議員
8番	高橋一男	議員
9番	今井利和	議員
10番	若泉昌寿	議員
11番	五十嵐辰雄	議員
12番	井原正光	議員
6番	船川京子	議員

○議長（船川京子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

4番花嶋美清雄議員，5番新井邦弘議員，7番坂本啓次議員，開票の立ち会いをお願いいたします。

〔花嶋美清雄君，新井邦弘君，坂本啓次君立ち会いの上開票〕

○議長（船川京子君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票，これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち，

有効投票 10票です。

無効投票 2票です。

有効投票中，

石井公一郎 議員 6票

五十嵐辰雄 議員 3票

新井邦弘 議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって，石井公一郎議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（船川京子君） ただいま副議長に当選された石井公一郎議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって，当選の告知をいたします。

当選された石井公一郎議員の当選承諾と挨拶をお願いいたします。

石井公一郎議員。

〔副議長石井公一郎君登壇〕

○副議長（石井公一郎君） このたび副議長に選んでいただきまして，まことに光栄でございます。私も，議長と一緒に，議会の円滑な議事運営に努めたいと思います。一生懸命やりますので，今後ともご協力をお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（船川京子君） 副議長の挨拶が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

---

午後 1時30分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りいたします。

正副議長の決定により，議席の一部変更を日程に追加し，追加日程第4として直ちに行

いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「議長， 2 人いませんが……」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 定足数に達しておりますので，このまま会議を進行させていただきます。

追加日程第 4 として，直ちに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって，議席の一部変更を日程に追加し，追加日程第 4 として直ちに行うことに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 追加日程第 4，議席の一部変更を行います。

会議規則第 4 条第 3 項の規定により，議席の一部を変更します。

議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

六本木議会事務局長。

〔議会事務局長六本木通男君登壇〕

○議会事務局長（六本木通男君） 議席番号を朗読いたします。

1 番	新 井 滄 吉	議員
2 番	石 山 肖 子	議員
3 番	花 嶋 美清雄	議員
4 番	新 井 邦 弘	議員
5 番	坂 本 啓 次	議員
6 番	高 橋 一 男	議員
7 番	井 原 正 光	議員
8 番	今 井 利 和	議員
9 番	五十嵐 辰 雄	議員
1 0 番	若 泉 昌 寿	議員
1 1 番	石 井 公一郎	議員
1 2 番	船 川 京 子	議員

以上でございます。

○議長（船川京子君） それでは，事務局長朗読のとおり議席の移動をお願いします。

〔議席移動〕

○議長（船川京子君） お諮りいたします。

常任委員の所属変更についてを日程に追加し，追加日程第 5 として直ちに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員の所属変更についてを日程に追加し、追加日程5として直ちに行うことに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 追加日程第5，常任委員の所属変更についてを議題とします。

総務産業建設常任委員の井原正光議員が厚生文教常任委員に，厚生文教常任委員の石井公一郎議員が総務産業建設常任委員に，それぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申し出があります。

お諮りします。

井原正光議員及び石井公一郎議員からの申し出のとおり，それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） ご異議なしと認めます。したがって，それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定しました。

ここで，議員の皆様申し上げます。私，一身上の都合により，議会運営委員会委員を辞任したく，委員会条例第11条第2項の規定により申し出ます。

本席を副議長と交代します。副議長は，議長席をお願いいたします。

〔議長船川京子君退席，副議長石井公一郎君着席〕

○副議長（石井公一郎君） 地方自治法第106条第1項の規定により，議長の職務を行います。

報告のとおり，船川京子議員から議会運営委員会委員の辞任の申し出がありました。

お諮りいたします。

船川京子議員の議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し，追加日程第6として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石井公一郎君） 異議なしと認めます。したがって，船川京子議員の議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し，追加日程第6として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

○副議長（石井公一郎君） 追加日程第6，船川京子議員の議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により，船川京子議員の除斥を求めます。

〔12番船川京子君退場〕

○副議長（石井公一郎君） 船川京子議員から，一身上の都合により議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

船川京子議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石井公一郎君） 異議なしと認めます。したがって、船川京子議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

船川京子議員の入場を求めます。

〔12番船川京子議員入場〕

○副議長（石井公一郎君） これで、地方自治法第106条第1項の規定による議長の職務は終了いたしました。本席を議長と交代します。

〔副議長石井公一郎君退席，議長船川京子君着席〕

○議長（船川京子君） ただいま議会運営委員会委員に欠員が生じました。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 追加日程第7，議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、議長において指名します。

議会運営委員会委員に、花嶋美清雄議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名した花嶋議員を選任することに決定しました。

ここで、議員の皆様へ申し上げます。私、一身上の都合により、地方創生特別委員会委員を辞任したく、委員会条例第11条第2項の規定により申し出ます。

本席を副議長と交代します。副議長は、議長席をお願いいたします。

〔議長船川京子君退席，副議長石井公一郎君着席〕

○副議長（石井公一郎君） 地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

報告のとおり、船川京子議員から、地方創生特別委員会委員の辞任の申し出がありました。

お諮りいたします。

船川京子議員の地方創生特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石井公一郎君） 異議なしと認めます。したがって、船川京子議員の地方創生特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

○副議長（石井公一郎君） 追加日程第8，船川京子議員の地方創生特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により，船川京子議員の除斥を求めます。

〔12番船川京子君退場〕

○副議長（石井公一郎君） 船川京子議員から，一身上の都合により地方創生特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

船川京子議員の地方創生特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石井公一郎君） 異議なしと認めます。したがって，船川京子議員の地方創生特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

船川京子議員の入場を求めます。

〔12番船川京子君入場〕

○副議長（石井公一郎君） これで，地方自治法第106条第1項の規定による議長の職務は終了いたしました。本席を議長と交代します。

〔副議長石井公一郎君退席，議長船川京子君着席〕

○議長（船川京子君） 暫時休憩します。

午後1時44分休憩

---

午後1時46分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会副委員長の互選が行われました。結果，五十嵐辰雄議員が副委員長と決定しました。

また，厚生文教常任委員会が開かれ，委員長の私が委員長辞任の申し出をしました。それが許可されたため，新たに委員長及び副委員長の互選が行われました。互選の結果，花嶋美清雄議員が委員長に，新井邦弘議員が副委員長と決定しました。

ここで，委員長の挨拶をお願いします。

花嶋美清雄厚生文教常任委員長。

[厚生文教常任委員長花嶋美清雄君登壇]

○厚生文教常任委員長（花嶋美清雄君） 皆さんこんにちは。厚生文教委員長として頑張りますので、よろしくをお願いします。

○議長（船川京子君） 委員長の挨拶が終わりました。  
お諮りいたします。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の選挙について日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 追加日程第9，龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の選挙を行います。

なお、組合規約により1人を選挙します。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員に、井原正光議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました井原正光議員を、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました井原正光議員が龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員に当選されました。

当選された井原正光議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました井原正光議員から挨拶をお願いいたします。

井原正光議員。

〔7番井原正光君登壇〕

○7番（井原正光君） 前任者以上に頑張ります。よろしく申し上げます。

○議長（船川京子君） 挨拶が終わりました。

ここで10分間の暫時休憩といたします。

再開を2時といたします。

午後1時50分休憩

---

午後2時00分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（船川京子君） 日程第4、議案第23号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

赤尾津税務課長。

〔税務課長赤尾津政男君登壇〕

○税務課長（赤尾津政男君） それでは、議案第23号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について補足して説明申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、第193回通常国会において法案提出されました地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、町条例においても改正の必要があることから専決処分をしたものでございます。

それでは、改正内容について、議案第23号の参考資料2、利根町税条例新旧対照表でご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

下線の部分が改正箇所でございます。

第33条第4項、所得割の課税標準についての改正ですが、特定配当、これは上場株式の配当等の所得ですが、この所得に関しましては、以前から総合課税、申告分離課税、申告不要制度の三つの中から納税者が選択できることとされておりました。所得税、住民税で異なる課税方式を選択できることまでは明確にされておりませんでした。所得税と住民税で異なる課税方式を納税者が選択することで納税者のメリットとなるケースがあるため、

今回の改正で、所得税の申告後に住民税の申告書を提出した場合など、納税者がそれぞれ選択した課税方式で課税できることが明確化されました。これに伴う改正です。

2 ページをごらんください。

第6項は、特定株式等譲渡所得、これは上場株式の譲渡所得ですが、こちらは源泉分離課税と申告分離課税の二つの中から選択できることになっておりましたが、今回の改正で、こちらでも所得税と住民税で異なる課税方式を納税者が選択できることが明確化されたことによる改正です。

3 ページをごらんください。

第34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除については、先ほどの33条の改正に伴う条文の修正です。内容の変更はございません。

第48条、法人町民税の納付から、6ページの第50条、法人町民税に係る不足税額の納付の手續の改正は、法人町民税の延滞金計算の基礎となる期間に係る規定を整備したものでございます。法人の当初申告、その後の減額修正申告、そのまた後の増額修正申告など、延滞金の算定期間が複雑になった場合の対応のために修正してございます。

8 ページをごらんください。

第61条、固定資産税の課税標準、第8項についての改正です。地方税法第349条の3の4が追加されたための改正でございます。災害等により滅失、損壊した償却資産の代替として取得された償却資産の課税標準の特例が追加されました。通常の課税標準額の2分の1とするものです。

9 ページをごらんください。

第61条の2、地方税法第349条の3第28項等の条例で定める割合、これについての改正は、児童福祉法の認定を受けて行う第1項の家庭的保育事業、第2項の居宅訪問型保育事業、第3項の事業所内保育事業の用に供する家屋、償却資産の固定資産税課税標準の特例でございます。いずれも、法基準の2分の1としております。

第63条の2、地方税法施行規則第15条の3第3項並びに15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出についての改正です。居住用超高層マンション、いわゆるタワーマンションに係る家屋の固定資産税の按分方法が追加されたことによる改正でございます。超高層とは、建築基準法で60メートルを超える建物とされております。従前は、本体の課税標準額を専有部分の床面積で按分し算定しており、床面積が同じであれば低層階でも高層階でも同額でした。しかし、実際の取引価格は高層階になるほど高い傾向にあることから、今回の改正により、高層階になるほど課税標準が高くなる補正がされることとなりました。

10ページに移りまして、第63条の3、地方税法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税の按分の申し出についての改正です。これは、マンション敷地の固定資産税の按分の申し出に関する規定です。第1項については、文字の修正です。第2項、11ペー

ジの第3項については、マンション敷地も戸建て住宅と同様に家屋を壊したことにより住宅用地の課税特例が受けられなくなりますが、震災等により建物が滅失、損壊した場合には、一定期間従前の税額での扱いを受けることができます。改正前は3年であったものが、今回の改正で、被災市街地復興特別法により、被災市街地復興推進地域に定められた場合には住宅用地の特例が1年間延長され、4年間とされました。これに伴う改正です。

12ページに移りまして、第74の2、被災住宅用地の申告についての改正です。戸建て住宅用地の改正になります。マンション敷地同様の改正です。災害により建物が滅失、損壊した場合で、被災市街地復興推進地域に定められた場合には1年間延長され、4年間住宅用地特例を受けられることとなります。

13ページ、附則の改正でございます。

第5条、法律に合わせて控除対象配偶者の名称の変更でございます。同一生計配偶者と改定になっております。

第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についての改正です。適用期間が3年間延長されたことに伴う改正です。

14ページです。

第10条、読替規定です。今回の法律改正に合わせて整理したものでございます。

第10条の2、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についての改正です。これは、固定資産税課税標準額の特例の割合です。本条の6項から14項までは、法律の改正に伴い、法附則15条の項が削除または追加され、項のずれが生じたための改正です。内容の変更はございません。

15ページへ移りまして、今回の改正で追加されたものは、第12項、第13項であります。第12項については、児童福祉法による特定事業所内保育施設に関する固定資産税課税標準額の特例です。第13項については、都市緑地法による都市緑地に関する特例です。課税標準額から差し引く割合は、いずれも法基準の2分の1としております。

第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告についての改正です。第2項から、17ページの第8項まで、法令等の改正により項のずれが生じたための改正です。内容についての改正はございません。

18ページをごらんください。

第9項及び第10項が、法令等の改正により追加となっております。住宅の耐震改修、省エネ改修については、従前から固定資産税の減額制度がございましたが、今回の改正では、中長期優良住宅の認定を受けて改修された場合、翌年度に限りですが、耐震改修については2分の1のものが3分の2に、省エネ改修が3分の1から2分の1に拡大されたことに伴う改正です。

19ページをごらんください。

第11項、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する大規模建物の固定資産税の減

額についての改正です。適用期間が2年間延長されたことに伴う改正です。

20ページをごらんください。

第16条，軽自動車税の税率の特例です。第3項から，21ページの第7項まで，従前のグリーン化特例が平成29年3月31日取得分で終了することに伴い，燃費基準を平成32年度燃費基準のもとで新たに見直しして2年間延長されることに伴う改正です。

21ページをごらんください。

第16条の3，上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例についての改正です。本則33条の改正に伴うもので，上場株式等の配当所得について，所得税，住民税で異なる課税方式を納税者が選択できることが明確化されたことに伴う改正です。

22ページをごらんください。

17条の2，優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税特例についての改正です。適用期間が3年間延長されたことに伴う改正です。

24ページをごらんください。

第20条の2第4項，特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての改正です。特例適用利子等または配当等と申しますのは，外国において設立された企業に係る利子及び配当等であります。これらについても，所得税，住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されたことに伴う改正です。

25ページをごらんください。

第20条の3第4項，条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての改正です。条約適用利子または配当等と申しますのは，我が国と租税条約を締結している国の企業からの利子配当であります。これについても，所得税，住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されたことに伴う改正です。

第6項については，第4項の改正に伴う規定の整備でございます。

26ページをごらんください。

附則の追加です。第1条から，28ページの第4条第1項まで，各改正の施行日及び経過措置の規定でございます。

29ページの第4条第2項及び第3項は，さきに発生した軽自動車税の燃費不正問題で，当該車両のグリーン化税制の適用ランクが下がり，軽自動車税に不足が発生したことに対応するため，軽自動車税の賦課徴収について法整備されました。これに伴い追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

7 番井原正光議員。

○7番（井原正光君） 何点か税務課長にお聞きしたいと思います。

誰でも税金は多くは納めたくない、節税したいと思っているのが大部分だと思います。それで、まず、この1ページにある配当課税、配当課税はもちろん皆さんご承知のように源泉徴収されるわけでございます。この配当でいただいた金というか、その前に既に2割幾らか差し引かれているのですが、その金が返ってくるか返ってこないか、これは納税者にとって大変興味あることだと思います。その辺について、内容はちょっと細かいですが、どのぐらいの所得があった人、あるいはなかった人、申告すればいいのか。その辺ちょっとお聞きしたい。確定申告したほうがいいのかお聞きしたいと思います。

それから、もう1点は、9ページの法第349条の3第28項等の条例で定める、これはあくまで割合ですが、この中での1、2、3、いわゆるさっき言いましたように家庭的保育所の事業、あるいは居宅訪問型保育事業、それから事業所内の保育事業、この三つの事業があるわけですが、これは実際に利根町で、開業といいますか、事業を起こされているのかどうなのかをお聞きしたいと思います。もしわかれば、もう少し突っ込んで園児の数なんかはどのぐらいいるのか。これは子育て支援課長ですか、よろしく願いいたします。

それから、もう1ページめくっていただきまして、土地の場合の特定被災共用土地、これは被災年度分の固定資産税についてだと思いますが、これが被災した、要するに災害が発生した以後に分割された場合の土地なんかはいかがなものか。いつでも起こり得ることなので、お聞きしたいと思います。

もう一つ最後に、13ページ、上から11行目、同一生計配偶者という新しい言葉が出てまいりました。私、今まで理解していたのは、生計を一にするという言葉ですが、生計を一にするというのは、勤務や修学、あるいは療養のためなどの都合で他の親族と日常生活をともにしている親族、要するに学生等も含めた中で、例えば利根町に住所があるんだけども東京で生活している、親御さんが仕送りして生活している、それが生計を一にするという言葉で私理解していたのですが、今度ここで改めて同一生計という言葉が使われた。これはどういうことなのか、その辺ご説明をいただきたいと思います。

まだまだあるのですが、きょうはみんな疲れていますから、この三つだけに絞ってお聞きしたいと思います。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

赤尾津税務課長。

○税務課長（赤尾津政男君） 配当所得について、どのような場合に有利になるのかというご質問ですが、総合所得金額により所得税率が変わったり、課税方式により損益通算が可能であったり、損失出した場合の控除です。国民健康保険の場合は保険料に影響したりと多くのケースがあるため、一概には言えないところですが、通常、配当所得といいますと、証券会社から所得税15%、住民税5%が源泉徴収されます。細かく言うと、復興所得税とか配当所得控除がありますが、加味しないで説明させていただきます。

申告不要制度を選択する場合は、これを所得の確定申告、住民税の申告書に記載しない

でこのまま完結することになります。

例えば10万円の配当所得があったとすると、所得税が1万5,000円、住民税が5,000円で、計2万円の税負担となります。これに対して、配当所得を含めた課税所得金額が330万円以下の方を例にしますと、総合課税を選択することで所得税が10%になり、所得税は1万円、住民税が10%となり、計2万円の税負担となり同じですが、ここで住民税だけ申告不要制度を選択すれば、住民税率は5%のままなので、税負担は1万5,000円で済むということになります。

また、住民税において、国保税に加入されている方が総合課税、申告分離課税を選択した場合は、配当所得が住民税計算に合算されます。そうすると、国保税額が上がることとなります。さっきの例で言いますと、この方が国保税加入者であれば、国保税率は介護納付金を含めた税率が9.4%ですので、9,000円程度ふえることとなります。申告不要制度を選択した場合のみ、住民税計算に反映されないことになっております。

さまざまなケースがありますので、よく検討して申告していただく必要があると思います。配当所得に関しては以上です。

同一生計配偶者と控除対象配偶者の相違についてというご質問ですが、平成29年度の税制改正において、配偶者控除、特別配偶者控除が見直されることに伴って、現行の控除対象配偶者が、控除対象配偶者、同一生計配偶者、源泉控除対象配偶者の三つにふえました。控除対象配偶者を定義しているのは所得税法ですが、所得税法の規定が整備されたことによるものです。現行の控除対象配偶者は、同一生計配偶者と名称変更されますが、内容は現行と変わりません。

定義の内容ですが、同一生計配偶者については、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にする者のうち、合計所得金額が38万円以下である者となっております。控除対象配偶者については、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者となっております。源泉控除対象配偶者につきましては、合計所得が900万円以下である居住者の配偶者で、その居住者と生計を一にする者のうち、合計所得金額が85万円以下である者となっております。

○議長（船川京子君） 岡野子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡野成子君） ご質問は、第61条の2に定めます法第349条の3第28項から30項までの事業所について、利根町内に事業所があるかというご質問でございますが、28項に定める家庭的保育事業、29項に定める居宅訪問型保育事業については、利根町内では現在のところ認可事業所はございません。

30項に規定いたします事業所内保育事業につきましては、もえぎ野わかば保育園、こちらが事業所内保育所となっております。利用定員のほうは、今年度は19名、うち地域枠5名ということで認定しております。

○議長（船川京子君） 井原正光議員。

○7番（井原正光君） 今、税務課長から詳しく説明受けましたが、1点だけ。特定被災共用土地についてちょっと抜けていたようなので、それをもう一度説明してください。

それと、配当の関係で、いろいろな申告方式というか、それは確かにあるんだけど、一般の納税義務者というのは、配当所得について確定申告していない人が多いと思うんですね。そのままにっちゃう人が多い。それは確定申告すればそれだけ安くなるわけですから、その辺は説明会やなんかのときによく指導はしているのでしょうか。もう一度、どのぐらいの所得があつて、さっき330万円を基準にお話されていたような、違いましたか。私は、これは所得税の税率の関係で、要するに2割を超えれば申告しないほうがいいよという感じなのかなと、どうしても税率が上がるので。という感じでいたんですよ。そうすると、所得税の税率の区分からいくと、330万円というのは以下か超えるかで大分違うんだよね。以下の場合、195万円を超えて330万円以下が10%、330万円を超えて695万円以下が20%、それ以上になると23%になると思うんですよ。そういうことで、もう一度この2点だけ。納税者にとっては、皆さんどうしようかなと。申告すれば安くなるのであれば私も修正申告でもしようかなという方がいるかもわかりませんので、説明をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 赤尾津税務課長。

○税務課長（赤尾津政男君） まず最初に、特定被災共用地に関してのご質問にお答えします。

被災後分割された場合は、適用が除外されます。地方税のほうで規定されております。

それと、配当所得に関する例ですが、先ほど330万円以下の人でやってみたのですが、その下の課税所得金額が115万円の場合、これは所得税が5%になります。住民税は同じく10%になります。国保税じゃない方につきましては、133万円以下ですと申告したほうが有利ということになります。

あとは、国保税加入者の方がその所得で国保税が幾らふえて、所得税、住民税が幾ら減って、それを差し引きして計算しないと有利、不利が計算できないので、その辺はよく検討してもらうのがいいと思います。さまざまなケースがあるので、とりあえず二、三例を示しました。

○議長（船川京子君） 井原正光議員。

○7番（井原正光君） 質疑じゃないですが、よく納税者に説明してあげていただくことを願って質疑を終わります。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

本案に対する質疑、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 以上で、議案第23号に対する質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第23号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第23号は承認することに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 日程第5、議案第24号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

赤尾津税務課長。

〔税務課長赤尾津政男君登壇〕

○税務課長（赤尾津政男君） それでは、議案第24号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について補足してご説明申し上げます。

議案第24号参考資料2、利根町都市計画税条例新旧対照表でご説明申し上げます。

現行条例附則第3項から第12項につきましては、現行条例の附則第2項を削り、附則第1項の次に新たな二つ、2項を追加しており、項のずれに伴う繰り上げと、法律改正に合わせて改正しております。

今回の改正で追加された第2項、第3項であります。第2項については、児童福祉法による特定事業所内保育施設に関する都市計画税課税標準額の特例です。第3項については、都市緑地に関する特例です。課税標準額から差し引く割合は、いずれも法基準値の2分の1としております。施行日は、いずれも平成29年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第24号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第24号は承認することに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 日程第6，議案第25号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

武藤保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長武藤武治君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（武藤武治君） 議案第25号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、参考資料1の改正理由にもありますとおり、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成29年政令第118号が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、低所得者に対する均等割及び平等割の軽減措置を改める必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

改正の内容としましては、低所得者に対する保険税軽減措置の改正で、例年改正が行われております課税限度額の改正は、今回は実施されておりません。

それでは、お手元に配付してございます参考資料2の新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

第21条は、国民健康保険税の減額の規定で、低所得者に対する均等割及び平等割の軽減措置規定の改正であります。

第2号は、5割軽減の対象となる世帯で、現行は所得基準の判定の際に被保険者数及び特定同一世帯所属者の合計に26万5,000円を乗じて算出していたものが、27万円に引き上げるものでございます。

第3号は、2割軽減の対象となる世帯で、現行は所得基準の判定の際に被保険者数及び

特定同一世帯所属者の合計に48万円を乗じて算出していたものが、49万円に引き上げるものであります。

附則としまして、第1項は施行期日でございます、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、適用区分でございます、改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第25号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第25号は承認することに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 日程第7、議案第26号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長飯塚良一君登壇〕

○企画財政課長（飯塚良一君） それでは、議案第26号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

この予算でございますが、歳入におきましては、年度末または3月31日に各種交付金、補助金等が確定したこと、歳出におきましては、事業費の確定に伴いまして補正予算措置

を年度内に行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告するとともに、ご承認を求めるため提案するものでございます。

議案の5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。

1、変更の表でございますが、起債の目的の欄、上から順にご説明いたします。

まず、社会資本整備総合交付金事業債につきましては、限度額4,530万円を4,210万円に減額するものでございます。これは、町道104号線舗装修繕工事、町道112号線道路改良工事及び押付本田地区移転先の道路新設工事の事業費確定によるものでございます。

次の水防センター新築事業債につきましては、限度額2,960万円を2,940万円に減額するものでございます。これは、上曽根運動公園テニスコート脇に整備いたしました水防センター新築工事の事業費確定によるものでございます。

次に、廃止の表でございますが、災害援護資金貸付債につきましては、備考欄に記載のとおり、災害援護資金借り入れの申し込みがなかったため廃止するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款2地方譲与税から、次のページの款7自動車取得税交付金までは、平成28年度の交付額決定によるものでございまして、款2地方譲与税、項1自動車重量譲与税でございますが、616万1,000円を増額するもので、前年度交付金額総額と比較いたしまして、31万4,000円の増でございます。項2地方揮発油譲与税は、406万1,000円を増額するもので、前年度交付金総額と比較して135万8,000円の減でございます。

款3利子割交付金は、46万1,000円を減額するもので、前年度交付金総額と比較して128万7,000円の減でございます。

款4配当割交付金は、696万7,000円を減額するもので、前年度交付金総額と比較して451万8,000円の減でございます。

款5株式等譲渡所得割交付金は、549万7,000円を減額するもので、前年度交付金総額と比較して667万8,000円の減でございます。

款6地方消費税交付金は、1,853万4,000円を減額するもので、前年度交付金総額と比較して3,082万1,000円の減でございます。

9ページをお願いいたします。

款7自動車取得税交付金は、657万4,000円を増額するもので、前年度交付金総額と比較して2万2,000円の増でございます。

次に、款9地方交付税は、6,905万8,000円を増額するもので、特別交付税の通常分を増額するものでございます。

補正後の地方交付税総額は、20億4,512万4,000円で、前年度交付税総額と比較して1億5,791万6,000円の増でございます。

なお、総額において増となった主な要因でございますが、昨年の第4回議会定例会でご説明いたしました龍ヶ崎地方塵芥処理組合の長寿命化工事の財源に、震災復興特別交付税を充てたことによるものでございます。

款13国庫支出金、目1総務費国庫補助金は、37万1,000円を減額するもので、これは、節2個人番号カード交付事業費補助金が164万2,000円の減額、節5個人番号カード交付事務費補助金が127万1,000円の増額で、それぞれ補助金の額の確定によるものでございます。

目2民生費国庫補助金は、1,036万7,000円を減額するもので、これは、説明欄にあります臨時福祉給付金給付事務費補助金、同じく事業費補助金、並びに年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金の額の確定によるものでございます。

款14県支出金、目1総務費県補助金は、58万7,000円を増額するもので、これは市町村事務処理特例交付金で、平成28年度においては土地取引等届け出事務が多く発生したことから増額となったものでございます。

款16寄附金、目2総務費寄附金は、14万円を増額するもので、3月補正予算計上後10件の寄附を受け入れたことから、計上したものでございます。これにより、平成28年度のがんばる利根町応援寄附金、いわゆるふるさと納税でございますが、合計107件、総額179万2,000円となっております。

10ページをお願いいたします。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金は、5,599万7,000円の減額で、特別交付税や各種交付金の決定、また、基金を充てておりました事業費が確定したことにより繰り戻すものでございます。

目4利根町公共公益施設維持整備基金繰入金は、2万6,000円の減額で、これは、基金を充てておりました道路維持工事の額の確定により繰り戻すものでございます。

款20町債は、第3表地方債の補正でご説明いたしましたとおりの内容でございますが、合計で760万円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、11ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費は、51万8,000円を減額するもので、これは、新公会計に対応するための財務会計システム改修にかかわる事業費の確定によるものでございます。

項3戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費は、156万2,000円を減額するもので、これは、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金の平成28年度の額が確定したことによるものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、946万6,000円を減額するもので、12ページにかけてになりますが、これは、臨時福祉給付金給付事業の事務費及び事業費の確定によるものでございます。

項3災害救助費、目1災害救助費は、420万円の減額で、災害援護資金貸し付けの申し込

みがなかったことによるものでございます。

款7土木費、目2道路維持費は、93万4,000円を減額するもので、町道104号線舗装修繕工事の事業費確定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

目3都市再生整備計画費は、253万5,000円を減額するもので、町道112号線道路改良工事及び押付本田地区の道路新設工事の事業費確定によるものでございます。

款8消防費、目5防災費は、16万4,000円を減額するもので、水防センター建築工事の事業費確定によるものでございます。

款11諸支出金、目5がんばる利根町応援基金費は、歳入でご説明申し上げましたように、10件14万円の寄附がありましたので、これを基金に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

11番石井公一郎議員。

○11番（石井公一郎君） 歳入で、9ページの寄附金で、14万、10件分ということで、合計で107件あるということなんだけども、ほかの自治体では返礼品が高価なものを返しているということで、総務省では各市町村に返還率30%ぐらいに下さいよということだと思いますが、利根町の返還率はどのぐらいあるのでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） 寄附金に対する返還率ということでございますが、利根町の返礼品の額につきましては、設定が1万円から3万円未満は5,000円のもの、3万円から5万円未満は1万5,000円のもの、5万円以上は2万5,000円程度としております。

このように利根町の場合寄附額に枠を設けておりますので、単純に還元率を出すというのは難しいということでございます。例えば1万円の場合と2万円の場合、返礼品は同じ金額になってしまいますので、単純には難しいということですが、平成28年度の返礼品を要した寄附の総額に対する返礼品の額の占める割合ということで算出いたしますと、約37%ということになります。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

ほかに本案に対する質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第26号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第26号は承認することに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成29年第1回利根町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後2時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 井原正光

利根町議会副議長 五十嵐辰雄

利根町議会議長 船川京子

利根町議会副議長 石井公一郎

署名議員 石山肖子

署名議員 花嶋美清雄